

〔重要なお知らせ〕

預金等規定の改定について

当金庫は、2018年2月に金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」、および2020年4月に施行される「民法の一部を改正する法律」等を踏まえ、2020年1月より預金等規定集「水戸信用金庫規定集」を改定いたします。

改定後は、お客さまとの新規取引開始時に加え、すでにお取引をいただいているお客さまにつきましても、お取引の内容や状況等に応じ、お取引の目的やお客さまに関する情報等を窓口や郵便等により再度ご確認させていただく場合がございます。当金庫からの各種確認や資料提出の依頼に正当な理由なく回答しない場合、在留期間の超過の場合、およびマネー・ローンダリング等の抵触のおそれがある場合等は、お取引をお断りさせていただく場合やお取引を制限させていただく場合がございます。

ご理解とご協力をお願いいたします。

○対象となる主な預金等規定

普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定、当座勘定規定、通知預金規定、納税準備預金規定、定期預金共通規定、定期積金規定、外貨定期預金規定、譲渡性預金規定

○主な改定内容

(例：普通預金規定)

普通預金規定について、以下の条項を新設、追加します。

①「取引の制限等」条項を新設

1 2. 取引の制限等

- (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 1年以上利用のない預金口座は、払戻し等のこの規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 前3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は前3項にもとづく取引等の制限を解除します。

②「解約等」条項を一部追加・変更（下線部分を追加・変更）

13.（解約等）

（1）省略

（2）次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

- ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
- ② この預金の預金者が第10条第1項に違反した場合
- ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与もしくは経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認める場合
- ④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- ⑤ 前各号の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当金庫からの確認の要請に応じない場合
- ⑥ 前条第1項から第3項までに定める取引等の制限が1年以上に渡って解消されない場合

（3）（4）（5）省略

③「成年後見人等の届出」条項を一部追加（下線部分を追加）

8.（成年後見人等の届出）

（1）家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を取引店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。

（2）（3）（4）（5）省略

④「規定の変更等」条項を新設

16.（規定の変更等）

（1）この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

（2）前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

（例：定期預金共通規定）

定期預金共通規定について、「預金の解約、書替継続」条項に一部追加・変更します。（下線部分を追加・変更）

5 (預金の解約、書替継続)

(1) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできま
せん。

(2) (3) (4) (5) (6) 省略

以上

「預金等規定」の電子化のお知らせ

当金庫は、環境に配慮した取組みを推進するため、下記の預金等規定を電子化いたします。

電子化により、当金庫ホームページにて最新の規定類をご確認いただけるようになることから、当金庫窓口での預金等規定の配付および郵送を原則終了させていただきます。

なお、書面による預金等規定集をご希望のお客さまは、お手数をおかけしますが当金庫窓口にてお申し出ください。

何卒、ご理解いただきますようお願いいたします。

記

1. 電子化する預金等規定

- | | | |
|-------------|----------------------------|--------------------|
| ① 水戸信用金庫規定集 | ② 当座勘定規定（一般用） | ③ 当座勘定規定（専用約束手形口用） |
| ④ 納税準備預金規定 | ⑤ 外貨定期預金規定 | ⑥ 譲渡性預金規定 |
| ⑦ 貸金庫規定 | ⑧ みとしんキャッシュカード・デビットカード取引規定 | |

2. 開始時期

2019年1月1日（水）

以上